

緊急事態宣言の解除（2月28日）を受けて
島津アリーナ京都(京都府立体育館)の対応について

令和3年2月27日

①健康体操について

通常どおり実施します。※参加については体調等に十分に考慮願います。

②トレーニングルームについて

3月7日(日)までは、引き続き夜の部(月・水・金)を休止としますが、3月8日(月)以降は、次のとおり宣言発令前の運営に戻します。

午前の部(火・木) は、10:00～13:00 まで営業

夜の部(月・水・金) は、18:00～20:00 まで営業

③バドミントンと卓球を楽しむ日について

3月17日(水)は、予定どおり実施します。

④貸館(第1競技場・第2競技場・会議室)について

3月1日(月)以降は、午前、午後、夜の区分とも御利用いただけます。

夜の部についても、新規の受付を実施します。

⑤自主事業について

下の「今後の自主事業の実施について(令和2年11月16日)」のとおり、今年度内(令和3年3月まで)は中止します。

なお、令和3年度の対応については、改めてお知らせしますので、ホームページ等で御確認ください。